

# 学校いじめ防止基本方針

## 学校いじめ防止基本方針の意義

いじめの問題は、生徒が楽しく生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題です。生徒の尊厳を守るために、保護者や地域の皆様と連携して、いじめの問題に真剣に取り組んでいきます。基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法、国立市いじめ防止対策推進条例及び国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例等に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めます。

## いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、当該生徒に対して、当該生徒と一定の関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。

## いじめの理解と防止

いじめは、どの学校でも起こり得るものである。いじめの問題は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験することに加えて、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の立場になることもある。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。

このため、いじめの防止にあたっては、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図ることが必要である。

## いじめ問題への取組の基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。

生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動をうながす。

教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

## 学校のいじめ防止等の具体的な取組

	未然防止	早期発見・早期対応	重大事態への対応
いじめを生まない・許さない学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーによる全新生徒に対する面接の実施（1学期）</li> <li>・年3回(6月・11月・2月)のいじめアンケートの実施</li> <li>・年6回の全校朝礼によるいじめ予防の講話</li> <li>・年6～10回の生徒会朝礼・学年集会でのいじめ予防の講話</li> <li>・修学旅行や校外学習における人と関わる体験活動</li> <li>・人権感覚の育成</li> <li>・SOSの出し方の授業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎朝各昇降口にて行う登校指導</li> <li>・各教室・廊下・階段・トイレで行う毎休み時間の教員巡回</li> <li>・スクールカウンセラー（SC）や養護教諭による相談体制の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任・学年・管理職等による被害生徒・保護者への事実の確認と心のケア</li> <li>・全教職員態勢での事実把握に向けての聞き取り・心の指導</li> <li>・被害生徒の生命・心のケアを最優先にし、保護者の思いを踏まえた連携のとれた指導計画の作成</li> </ul>
生徒のいじめ解決に向けた主体的な行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間10回のあいさつ運動等、生徒会活動や委員会活動の活性化</li> <li>・学校・学年行事における実行委員会形式による生徒主体の活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1学年での「スクール・バディ・サポート」への取り組み（いじめ防止スポット講演）</li> <li>・スクール・バディによるいじめの相談体制作り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめのアンケートによる正確な情報収集</li> <li>・カウンセリング等、被害生徒の心のケアを実施できる体制作り（SC等の活用）</li> </ul>
教員の指導力の向上と組織的対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初の生徒理解のための情報交換</li> <li>・年間5回以上の校内研修会によるカリキュラムマネジメントを取り入れた指導の工夫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎朝の主幹会議、毎週の運営委員会、教育支援校内委員会による組織的対応</li> <li>・学校いじめ対策委員会を定例実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員間の迅速な報告・連絡・相談体制の形成</li> <li>・学校いじめ対策委員会による対応策の検討と進行管理</li> </ul>
保護者・地域・関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年生による地域の小学校への派遣事業(リトルティーチャー事業)の実施</li> <li>・毎年1回のPTA学習会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども家庭支援センター・立川児童相談所・立川警察署等外部機関への相談体制の完備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校長が重大事態であると判断した場合の立川警察署との連携した対処</li> <li>・市教委および市長部局が実施する調査への協力</li> </ul>

## 学校でのいじめ防止等のための組織

### 生徒会・スクール・バディ

- スクール・バディ・サポート
- いじめ防止スポット講演
- 生徒同士による相談活動
- いじめ防止のための主体的な取組
- 生徒会朝礼を利用した啓発
- 実行委員会形式による行事

支援

### 国立第二中学校いじめ対策委員会

#### 校内推進組織

校内におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織

- 学校いじめ対策委員会（運営委員会・SC）
- 教育支援校内委員会（管理職・養護教諭・特別支援教育コーディネータ・通級職員・SC・SS）
- 生活指導部会
- 学年会

連携

#### 保護者・地域との連携組織

保護者・地域関係者と連携したいじめ問題解決に向けての取組組織

- いじめ防止対策委員会（学校・PTA・民生児童委員・各自治会・立川警察署等から成る地域健全育成連絡会（二中サポートチーム））
- 子ども家庭支援センター
- 立川児童相談所

◎ 重大事態発生時の対応